

令和5年度答申第47号
令和5年11月17日

諮問番号 令和5年度諮問第47号（令和5年10月20日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人Xが、軍人として死亡した叔父のA（以下「叔父A」という。）と生計を共にしていたと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Aと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」とい

う。)までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定している。
- (5) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(4)の「これらの者以外の三親等内の親族」(以下単に「三親等内の親族」という。)は、基準日において戦没者等の遺族とみなされる先順位者(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)がなかった場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」(軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる者を含む。)であるとき(以下この要件を「生計関係の同一性の要件」という。)に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。
- (6) 生計関係の同一性の要件に関しては、令和2年3月31日付け社援発0331第3号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(令和2年4月1日施行分)の施行について(通知)」(以下「本件通知」という。)が、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとすると定めている(記第3の5の(2)のウ)。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の父のC（以下「父C」という。）は明治24年a月b日に審査請求人の祖父のD（以下「祖父D」という。）と祖母のE（以下「祖母E」という。）の間の長男として、叔父Aは明治35年c月d日に祖父Dと祖母Eの間の三男として出生し、いずれも祖父Dを戸主とする戸籍に入籍した。

父Cは、祖父Dの死亡に伴い、明治36年2月13日に戸主となった。

（改製原戸籍謄本（戸主：父C））

- (2) 審査請求人は、昭和9年e月f日、父Cと母のF（以下「母F」という。）の間の四男として出生し、父Cを戸主とする戸籍に入籍した。

審査請求人は、昭和32年4月8日、養父のG（以下「養父G」という。）と養母のH（以下「養母H」という。）の養子となる縁組をし、父Cを戸主とする戸籍から除籍され、養父Gを筆頭者とする戸籍に入籍し、同日、養父Gと養母Hの間の長女であるIと婚姻をした。

（改製原戸籍謄本（戸主：父C）、戸籍全部事項証明書（審査請求人））

- (3) 叔父Aは、昭和2年8月18日にJと婚姻をしたが、昭和12年4月19日にJと協議離婚をし、昭和13年11月4日に分家をした。これにより、叔父Aを戸主とする新戸籍が編成された。

叔父Aは、昭和13年11月5日にJと再婚をした後、昭和19年5月20日に充員召集によりK海兵団に水兵として入団し、昭和20年4月14日にL地（M海兵団）において戦病死した。また、Jは、平成元年1月20日に死亡した。

（改製原戸籍謄本（戸主：叔父A）、除籍謄本（筆頭者：叔父A）、遺族年金一時金処理表、海軍履歴原表）

- (4) 審査請求人は、令和3年12月6日、住所地のN市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、叔父Aの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (5) 処分庁は、令和4年5月10日付けで、審査請求人に対し、「A様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認めら

れませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (6) 審査請求人は、令和4年6月7日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和5年10月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下のとおり、叔父Aと1年以上同居していたから、本件却下処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人が5歳の頃から、審査請求人の父の兄弟姉妹が正月及び盆に実家に集まり、何年も話合いをした結果、子供がいない叔父AとJ夫妻の後は審査請求人が見ることになり、審査請求人は、昭和12年から叔父Aが軍隊に再入隊する昭和15年まで、叔父Aの家で生活をしていた。
- (2) 叔父AとJ夫妻からも、入籍はさせないけれど、後は審査請求人だからねと言われて、審査請求人は、叔父Aの家に住んでいた。
- (3) 審査請求人は、毎年、春、秋、正月及び盆には、叔父Aの墓参りをし、2、3年に一度、寺で叔父Aの供養をしてもらっている。
- (4) この件については、書類は何も残っていないので、提出する書類はないが、審査請求人は、審査請求人の父の兄弟姉妹の間で決定されたことに従っている。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は、叔父Aの甥（三親等内の親族）であるから、特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する遺族（「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」）に該当することが必要である。
- 2 審査請求人から提出された戸籍によれば、以下のことが認められる。
- (1) 叔父Aは、明治35年c月d日、祖父Dと祖母Eの間の三男として出生し、祖父Dを戸主とする戸籍（本籍：O地）に入籍した。その後、祖父Dの死亡に伴い、父Cが明治36年に家督を相続して戸主となった。叔父Aは、昭和2年にJと婚姻をし、昭和12年にJと協議離婚をした後、昭和

13年に分家をし、新戸籍（本籍：P地）が編成された。叔父Aは、昭和13年にJと再婚をし、昭和20年4月14日にM海兵団において死亡した。

(2) 審査請求人は、昭和9年e月f日、父Cと母Fの間の四男として出生し、父Cを戸主とする戸籍（本籍：O地）に入籍した。審査請求人は、昭和32年に養父Gと養母Hの養子となる縁組をし、父Cを戸主とする戸籍から除籍され、養父Gを筆頭者とする戸籍（本籍：Q地）に入籍した。

以上によれば、叔父Aの死亡の当時、審査請求人は、叔父Aと別戸籍であった。

本件のように、死亡した者の死亡の当時、死亡した者と別戸籍であった者が特別弔慰金の請求をした場合には、その請求者の申立内容のみから同一の生計関係があったと推測することができる程度では、同一の生計関係があったと判断するには不十分であって、本件通知のとおり、同一の生計関係があったか否かは、事実関係を裏付ける資料によって総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみによって居住地の特定をすることはできない。

3 審査請求人から提出された「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」

（以下「本件現況申立書」という。）によれば、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと生計関係を有していた者は、「祖母E及びJ」であり、審査請求人自身については、叔父Aとの生計関係の有無が記載されていない。また、併せて提出された「戦没者等との生計関係申立書」（以下「本件生計関係申立書」という。）によれば、叔父Aの入隊時に叔父Aと同居していた家族は、「祖母E、父C、母F、審査請求人及びJ」であり、叔父Aの住所地（P地）と審査請求人の住所地（Q地）が異なっていて、生計関係に関する申立ての内容が判然としない。

上記の点を処分庁から指摘されて、審査請求人が再提出した補正後の「戦没者等との生計関係申立書」（以下「補正後の本件生計関係申立書」という。）には、叔父Aの入隊時における叔父Aと審査請求人の住所地は「R地」、叔父Aと同居していた家族は「J及び審査請求人」、叔父Aと別居していた家族は「祖母E、父C及び母F」、審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期は「昭和12年～昭和15年頃まで」、叔父Aと生計関係を有するに至った時期から叔父Aの入隊時までの生活状況は「叔父Aの収入により生活を維持。叔父Aの家に子供がおらず、審査請求人が家の手伝い等に行っていた。叔父Aの入隊までの昭和15年頃まで生計を共にしていた。

叔父Aの入隊後は、実の両親の実家に戻った。」と記載されている。審査請求人は、反論書、再反論書及び審理手続の終結後に提出した反論の文書（5通）においても、補正後の本件生計関係申立書に記載した上記の内容とおおむね同じ主張をしている。

処分庁は、住所地のN市を經由して、審査請求人に対し、生計関係を証する資料の提出を依頼したが、手紙や写真等、残っている資料はないとの回答があった。また、N市からも、保管資料を確認したが、審査請求人が叔父Aとその主張する住所地で共に暮らしていたことが分かる資料はないとの回答があった。

4 処分庁保管の叔父Aに係る遺族年金一時金処理表によれば、遺族援護法による年金等は叔父Aの妻（J）に裁定されていること、また、叔父Aの履歴は「大正9年6月1日K海兵団入団、昭和7年4月30日現役満期、昭和19年5月20日充員召集」であることを確認することができる。この履歴によれば、叔父Aの再入隊の時期は、昭和19年であるから、審査請求人が主張する再入隊の時期（昭和15年頃）と一致していない。

5 審査庁保管の叔父Aに係る海軍履歴原表によれば、叔父Aの履歴は、「昭和7年4月30日現役満期、昭和9年10月25日寄留（S地T社工場）、昭和10年7月17日在留（U地V社）、昭和15年9月17日在留替え（W地公署庶務科）、昭和19年5月20日充員召集によりK海兵団入団」であるから、叔父Aが海軍に再入隊したのは、昭和19年5月20日である。したがって、叔父Aの再入隊の時期は、審査請求人が主張する時期（昭和15年頃）とは異なっているし、叔父Aが昭和7年の現役満期除隊から昭和19年の再入隊までの間に審査請求人と同居し、又は同一の生計関係を有していたことは確認することができない。

また、審査庁保管の叔父Aに係る遺族年金及び弔慰金請求書類を調査しても、審査請求人が叔父Aと同居し、又は同一の生計関係を有していたことは確認することができない。

6 以上のとおり、審査請求人及び処分庁から提出された資料並びに審査庁保管の資料を調査しても、審査請求人が、叔父Aの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Aによって生計を維持し、又は叔父Aと生計を共にしていたことは確認することができないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する戦没者等の遺族に該当しない。

なお、審査請求人は、叔父Aの供養をしていると主張するが、特別弔慰金

は、国が戦没者等の遺族に対して改めて弔慰の意を表するために支給するものであり、特別弔慰金は、特別弔慰金支給法3条において、戦没者等の遺族に支給するとされているから、戦没者等の遺族に該当しなければ、死亡した者の供養をしても、特別弔慰金は支給されない。

7 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和4年6月7日

反論書の受付 : 同年7月29日

再反論書の受付 : 同年9月7日

審理員意見書の提出 : 同年11月18日

(再反論書の受付から約2か月半)

反論の書面(5通)の受付 : 同年11月24日、同月29日、令和5年1月10日、同年2月28日、同年6月22日

物件の提出依頼(1回目) : 令和5年7月21日

(審理員意見書の提出から約8か月)

物件の提出(1回目) : 同月26日

物件の提出依頼(2回目) : 同年9月12日

(1回目の物件の提出から約1か月半、審理員意見書の提出から約10か月)

物件の提出(2回目) : 同月13日

本件諮問 : 同年10月20日

(審理員意見書の提出から約11か月、本件審査請求の受付から約1年4か月半)

(2) そうすると、本件では、①再反論書の受付から審理員意見書の提出までに約2か月半、②審理員意見書の提出から諮問までに約11か月もの期間を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年4か月半もの長期間を要している。しかし、上記①及び②の各手續に上記の各期間を要したこ

とについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記②の手續に約11か月もの期間を要したのは、審査庁が、審理員意見書の提出を受けてから約8か月後及び約10か月後に、2回に分けて追加の調査（物件の提出依頼）をしたことによるものであるが、1回目は叔父Aに係る旧海軍関係資料の提出を依頼したものであり、2回目は叔父Aに係る遺族年金及び弔慰金請求書類の提出を依頼したものであるから、2回に分けて物件の提出依頼をする理由があったとは認められない。また、審理員意見書の提出後に審査請求人が提出した反論の書面（5通）は、いずれも、審査請求人が審査請求書、反論書及び再反論書においてした主張を繰り返したものであって、新たな主張を追加したものではないから、審査庁が速やかに追加の調査をすることができない事情があったとも認められない。したがって、審査庁が速やかに追加の調査をしていれば、本件諮問は、本件審査請求の受付から6か月程度ですることができたものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、叔父Aの甥（三親等内の親族）であるから、本件では、審査請求人が、叔父Aの死亡の日（昭和20年4月14日）まで引き続く1年以上、叔父Aによって生計を維持し、又は叔父Aと生計を共にしていたか否か、すなわち、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたか否かが問題となっている。

本件通知によれば、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとされている（上記第1の1の(6)）。

これを本件についてみると、叔父Aの死亡の当時、審査請求人は父Cを戸主とする戸籍に、叔父Aは自らを戸主とする戸籍に在籍していた（上記第1の2の(2)及び(3)）から、審査請求人は、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと同一戸籍内にはなかった。

したがって、本件では、審査請求人が、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと同一の生計関係を有していたか否かについて、具体的な資料に基づいて検討する必要がある。

- (2) 審査請求人は、昭和12年から叔父Aが軍隊に再入隊する昭和15年まで、叔父Aの家で叔父Aと同居していたと主張する（上記第1の3）。一件記録によれば、審査請求人は、本件請求をした際に本件現況申立書及び本件生計関係申立書を提出したが、処分庁から、これらの記載内容に齟齬があることを指摘されて、補正をした「戦没者等との生計関係申立書」（補正後の本件生計関係申立書）を再提出しており、審査請求人の上記主張は、補正後の本件生計関係申立書の記載内容を踏まえたものと考えられる。

そこで、まず、補正後の本件生計関係申立書について検討すると、その記載内容は、次のとおりである。

ア 叔父Aの入隊時における叔父A及び審査請求人の住所地

R地

イ 叔父Aの入隊時における家族関係

(ア) 叔父Aと同居していた家族

妻（J）及び甥（審査請求人）

(イ) 叔父Aと別居していた家族

母（祖母E）、兄（父C）及び兄嫁（母F）

ウ 審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期

昭和12年～昭和15年頃まで

エ 叔父Aと生計関係を有するに至った時期から叔父Aの入隊時までの生活状況

叔父Aの収入により生活を維持。叔父Aの家に子供がおらず、審査請求人が家の手伝い等に行っていた。入隊までの昭和15年頃まで生活を共にしていた。

オ 叔父Aの入隊時から死亡時までの家族関係及び生活状況

叔父Aが昭和15年頃に入隊。妻のJと共に横浜へ行き、審査請求人は、実の両親の家（父Cの家）に戻った。

しかし、審査請求人は、上記の記載内容について、これを証する手紙や写真等は何も残っていないと述べている（第十一回特別弔慰金の補正調書別紙、反論書、再反論書）。

また、処分庁によれば、処分庁保管の資料を調査しても、審査請求人と叔父Aとの間（さらには、審査請求人を含む父C一家と叔父Aとの間）に同一の生計関係があったことを確認することができる資料はなく、N市保管の資料も調査しても、審査請求人が上記アの住所地（N市）で叔父Aと同居していたことを確認することができる資料は見付かっていない（第十一回特別弔慰金の補正調書別紙）。

さらに、処分庁保管の叔父Aに係る遺族年金一時金処理表及び審査庁保管の海軍履歴原表には、叔父Aは、大正9年6月1日にK海兵団に入団し、昭和7年4月30日に現役満期により退団した後、昭和19年5月20日に充員召集によりK海兵団に水兵として再入団したと記載されているから、叔父Aが昭和15年頃に軍隊に再入隊したという審査請求人の上記主張は、上記の公的資料の記載内容と一致していない。

- (3) 処分庁保管の叔父Aに係る遺族年金一時金処理表によれば、妻のJが年金等の裁定を受けているが、その年金等の請求書類を調査しても、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することはできない。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することができる資料は見当たらない。

- (4) なお、審査請求人は、叔父Aの墓参りをし、寺で供養をしてもらっているとも主張する（上記第1の3の(3)）。

しかし、特別弔慰金支給法2条の2第3項によれば、三親等内の親族は、生計関係の同一性の要件を満たしていた者に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすとされている（上記第1の1の(5)）から、生計関係の同一性の要件を満たしていない三親等内の親族は、死亡した者の葬祭を行っていたとしても、戦没者等の遺族とはみなされず、特別弔慰金の請求をすることはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたと認めることはできない。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に定める生計関係の同一性の要件を満たしていないから、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をすることはできず、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美